

## 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	白根黒埼線	新潟市南区中小見字小見新田75番地先から 新潟市南区堀掛字中境4414番地先まで	平成20年11月18日